

# 介護支援専門員による「ひとり親と同居する 未婚の子のみ世帯」に対する必要な支援

—— 介護離職を防ぐ介護支援専門員の役割 ——

亀川 喜代美

## 要 旨

「65歳以上のひとり親と同居する未婚の子のみ世帯」は他世帯類型と比べ、介護サービスの利用が少なく、現役の未婚の子が主たる介護者となっている割合が多い点に特徴がある。

本研究では介護支援専門員を対象に、担当している「ひとり親と同居する未婚の子のみ世帯」についてインタビュー調査をおこない、この世帯の生活実態と介護実態、必要な支援を明らかにすることを目的とした。そして介護支援専門員による必要な支援を明らかにすることで、介護離職を防ぐ介護支援専門員の役割に注視して分析した。結果は、必要な支援は【親に対する思い入れが強いことへの配慮】、【介護者がひとり故のリスク管理】、【離職防止の支援】、【他機関との連携を強化する支援】の4つに分類することができた。介護保険制度に介護の社会化の観点からも介護者支援のために家族アセスメントを導入し、介護者支援を介護報酬とともに位置づける必要があることを提言する。

キーワード：ひとり親と同居する未婚の子のみ世帯、介護支援専門員、介護者支援、  
介護離職、離職防止

## I 研究の意義と目的

総務省就業構造基本調査によれば、15歳以上人口の就業状況の調査では、介護をしている者は627万6千人、そのうち60歳未満までの就労現役世代の有業者は302万8千人、無業者は91万7千人である<sup>1)</sup>。介護をしている就労現役世代の約3割弱は無業者である。さらに、2008年以降の10年間で「介護・看護のため」に離職した者をみると、2012年が最多の約10.1万人、2016年が最少の約8.1万人である<sup>2)</sup>。2016年10月～2017年9月の1年間に限っては、9万9千人で、

性別でみると男性は2万4千人、女性は7万5千人が「介護・看護のため」離職している<sup>1)</sup>。さらに、離職した者のうちその後の就業状況別にみると有業者は2万5千人、無業者は7万5千人である<sup>1)</sup>。前職を離職後は有業者と比べて無業者となっている者の方が圧倒的に多い実態である。

2015年に第2次安倍政権が福祉対策として掲げた「介護離職ゼロ」は、介護の社会化の観点からも介護者の介護と仕事の両立の問題として、日本社会における大きな課題となっている。厚生労働省「家族介護者支援マニュアル」によれば、「介護離職防止」は家族介護者支援の最大の課題であると記されている<sup>3)</sup>。そして白澤は、介護保険制度は要介護・要支援者の支援であるが、家族への支援の視点がケアマネジメントに必要なとなっていると述べている<sup>4)</sup>。さらに斎藤は、介護をおこない仕事との両立を切実な課題とする30代と40代の介護者は増加傾向で、介護者を支援する仕組み作りが急務であり、介護者支援の視点が重要であると指摘している<sup>5)</sup>。

国民生活基礎調査によれば、「65歳以上のひとり親と同居する未婚の子のみ世帯」の全世帯に占める世帯類型別の構成比は、1986年から2019年にかけて、1.8倍に増加し、総数では4.7倍に増加している<sup>6)</sup>。親と同居する中年未婚者の就業状況について丸山は、30代・40代になると未婚者の非正規労働者割合が増加し、35～39歳以降では未婚者の非正規労働者の割合は総数の2倍以上にもなると示している<sup>7)</sup>。また藤森によれば、親などと同居する40代・50代の未婚者の約2割が無職者になっており、同無職者の女性の約4割、男性は約2割が無職の理由として「親の介護などの家庭の都合」をあげている<sup>8)</sup>。そして藤森は親などと同居して「二人以上世帯を形成する40代と50代の未婚者」は、親亡きあとに単身世帯となる可能性が高いことを指摘している<sup>8)</sup>。笹谷は2002年から2007年までに、家族の介護を理由に離職した労働者は56.8万人にのぼると指摘し、その理由は、2006年に要介護者への生活支援サービスを制限する介護保険制度改正の影響であると述べている<sup>9)</sup>。中年未婚者の増加状況を藤森は、総務省『国勢調査』の結果を用いて、1995年から2015年にかけて40代・50代の未婚者のうち「親と同居する未婚者」は、1995年の112万人から2015年の340万人へと3.02倍に増加したと示している。ちなみに2015年現在、40代・50代人口に占める未婚者は650万人いるが、このうち52.4%は親と同居し、単身者41.4%であることから未婚者は親と同居の割合の方が多い<sup>10)</sup>。

同居家族がいる場合は介護サービス利用量に影響があり、家族が介護を担いサービスの利用控えが生じる可能性が高く、杉澤らは、同居家族（未婚とは限らない）の有無で、在宅介護サービスの利用量に違いが生じ、支給限度基準額を介護ニーズ量とみなし、実際の利用額と介護ニーズ量との乖離は、同居家族がいることと、年収120万円未満の要介護認定者や、介護者が家族介護意識をもっている場合に生じると述べている<sup>11)</sup>。さらに国民生活基礎調査を、筆者が一人当たりの平均介護サービス費用で世帯類型別に比較したところ、「ひとり親と未婚の子のみ世帯」は、1割負担で25,068円と他の世帯類型と比べて最も低い利用料金であり、単身世帯では利用料金は、29,137円であった<sup>12)</sup>。そのため単身世帯と「ひとり親と未婚の子のみ世帯」の差は、4,000円となる。このサービス費用の差のサービス分を、未婚の子が親に対して介護提供をしている可能性がある。同調査<sup>13)</sup>を筆者が世帯類型別に要介護者の主な介護者の続柄でみたところ、「ひとり親

と未婚の子のみ世帯」では、子が主たる介護者になる割合が89.0%と最も高い水準となっていた。事業者 서비스에託すより、未婚の子自らが介護を担っている可能性が高い。このことは、必要なサービスを利用できない背景が、世帯の低所得の問題にある可能性を示唆している。世帯類型別の相対的貧困率は、阿部は65歳以上の者がいる世帯について、「ひとり親と同居する未婚の子のみ世帯」は「単身世帯」の次に相対的貧困率が高いことを示している<sup>14)</sup>。また西は、親と同居の壮年未婚者の完全失業率は9.1%と高水準であると指摘している<sup>15)</sup>。

従来の先行研究は、「ひとり親と未婚の子のみ世帯」について研究しているが、「要介護状態となったひとり親と未婚の子のみ世帯」については希少であり、時系列的には「ひとり親と未婚の子のみ世帯」は今後介護が必要となっていく世帯であり、その世帯について研究することは必要であると考えた。「ひとり親と未婚の子のみ世帯」に関して、知協は「国民生活基礎調査」から未婚の子を分析し、西は親と同居の壮年未婚者を「総務省の労働力調査」から分析している。「ひとり親と同居する未婚の子のみ世帯」の親が介護が必要となった時に、介護者が仕事を継続しながら介護をしていくことの実態を分析していく必要がある。

厚生労働省が企業向けに発行しているマニュアルには、従業員の介護や手助けについての相談先は勤務先が7.6%に対して、介護支援専門員は48.2%となっており、家族・親族に続いての相談先となっている<sup>16)</sup>。このことから介護支援専門員の視点から調査することは意義があると考えた。

本来介護保険制度は、要介護認定を受けた利用者の自立支援をおこなうことを目的としている。しかし介護支援専門員の介護者に対する支援は要介護者と同様に必要とされており、「ひとり親と同居する未婚の子のみ世帯」は、未婚の子が介護を理由に離職するとその後貧困に陥る可能性が高い世帯であるため、介護者支援について調査すべき意義があると考えた。介護支援専門員は介護保険を利用している世帯に、原則1ヶ月に1回自宅に訪問しケアプランを作成する専門職であるため、その特性から介護支援専門員は、介護保険サービスを通じて「ひとり親と同居する未婚の子のみ世帯」が抱える問題を早期に発見し、専門的な見地から介護者に対して必要な支援を提案することができる。

本研究では要介護認定を受けている「ひとり親と同居する未婚の子のみ世帯」について、介護支援専門員にインタビューすることにより、この世帯の生活実態と介護実態、ケアプランを通じて介護支援専門員がおこなっている支援を明らかにすることを目的とする。

## II 研究の調査方法と分析方法

### 1. 調査方法

筆者の勤務する同法人内居宅介護支援事業所の「ひとり親と同居する未婚の子のみ世帯」を担当している9人の介護支援専門員にインタビュー調査の協力を得た。調査期間は2019年7月13日から9月2日におこない、一人あたり45分から60分かけて半構造化面接を個別におこなっ

た。インタビュー時に会話をUDトーク<sup>注1)</sup>とICレコーダーで録音し、UDトークで文字化された記録内容をICレコーダーの録音内容と照らし合わせて逐語記録にした。

インタビュー項目は介護支援専門員が「ひとり親と同居する未婚の子のみ世帯」に対して、どのような支援をおこなっているのかという視点で設定した。インタビューの項目は以下の9項目である。1) 介護支援専門員の属性、2) 要介護者の家族への支援、3) 「ひとり親と同居する未婚の子のみ世帯」の生活実態・社会的孤立・離職について、4) ケアプラン作成する際に、他の世帯類型と比較しての特徴、5) 介護サービスの利用の特徴、多く利用するサービス、制限があるサービスについて、6) 未婚の子から離職の相談があった場合の対応、7) 未婚の子の離職の決断理由、8) 仕事と介護を両立するにはどのように支援すればいいか、9) 孤立しやすい親子の組み合わせについて質問をおこなった。

介護支援専門員は事前に担当している「ひとり親と同居する未婚の子のみ世帯」の経過記録を読んで調査に臨んでもらった。現在担当している利用者と、過去に担当していた利用者の経過記録を見ながらインタビューに答えた。介護支援専門員は、介護者が就労している世帯と離職している世帯とを含めて答えている。

## 2. 分析方法

インタビュー調査内容を、佐藤による質的データ分析法を参考に、質的記述的方法を用いて分析した<sup>17)</sup>。まずデータの逐語記録を意味のまとまりでコーディングし、データの縮約をおこなった。コード化したものを意味内容が類似するものでまとめて、サブカテゴリ、カテゴリ、分類へと生成していった。作成にあたり信頼性と妥当性を確保するため、研究協力者4人と分析をおこなった。

## 3. 倫理的配慮

研究の趣旨、匿名性、任意性について書面と口頭にて説明し、同意書の記入にて同意とした。本研究は筆者の所属組織の研究倫理審査委員会（2019年6月21日、No2019-01）の承認と、日本福祉大学倫理委員会（2019年7月11日、No19-021）の承認を得ておこなった。

# III 結果

## 1. 基本的属性

介護支援専門員の属性は、9人中女性が8人、男性が1人である。基礎資格は、看護師3人、介護福祉士3人、社会福祉士1人、精神保健福祉士1人、ヘルパー1人である。経験年数は10年以上が6人、5年未満は3人であった。

(表1) インタビュー対象者の基本属性

	性別	年齢	介護支援専門員経験年数	基礎資格
a	女性	50代	18年	看護師
b	女性	50代	16年	看護師
c	女性	50代	11年	介護福祉士
d	女性	50代	5年	介護福祉士
e	女性	50代	10年	介護福祉士
f	女性	60代	15年	看護師
g	女性	50代	1年	ヘルパー
h	男性	40代	4年	社会福祉士
i	女性	60代	18年	精神保健福祉士

## 2. 分析結果

介護支援専門員からみた「ひとり親と同居する未婚の子のみ世帯」の生活実態、介護実態と、介護支援専門員による支援をカテゴライズした。その結果、世帯の生活実態と介護実態はそれぞれ2つに分類ができた。この世帯の生活実態は、【孤立に陥りやすい生活】、【親と子の共依存の生活】である。介護実態は、【サービスの利用控え】をしているため、【介護者の負担増加】が生じていた。そして介護支援専門員による「ひとり親と同居する未婚の子のみ世帯」に必要な支援は4つに分類することができた。4つの支援とは、【親に対する思い入れが強いことへの理解】、【介護者がひとり故のリスク管理】、【離職防止の支援】、【他機関との連携を強化する支援】であった。なお、分類は【 】, カテゴリは〈 〉, サブカテゴリは《 》, コードは「 」で記述をおこなった。

### 1) 介護支援専門員からみた「ひとり親と同居する未婚の子のみ世帯」の生活実態

(表2) で示すように「ひとり親と同居する未婚の子のみ世帯」の生活実態は、2つに分類された。【孤立に陥りやすい生活】、【親と子の共依存の生活】である。

この世帯の生活実態は【孤立に陥りやすい生活】であり〈親子とも交友関係が少ない〉、〈自ら他者と関わりを持たない〉実態があった。さらに〈他者を頼れない〉、〈介護が生活の中心の介護者〉であるため、親子で孤立している生活となっていた。

【親と子の共依存の生活】は要介護となっても〈親が子の世話を継続〉し、未婚の子は〈親から自立できていない生活〉を送っていた。〈親が子の世話を継続〉しているのは《離家経験のなさ》から成人になっても親が子の生活の支援を継続していること、《親の収入で生活をする》のは子が介護を理由に無職になる場合や、非正規雇用で収入が低い場合などがあった。また8050問題もこの世帯は抱えながら、親が要介護状態となっている実態もあった。〈親から自立できていない生活〉は《親が家事の中心者》で未婚の子の食事や洗濯を要介護状態となっても親がおこなっていた。しかし、要介護が重くなって親が家事をできない状態になった場合、子がすぐにその家事分担をする生活に移行できないため、世帯として生活が成り立たなくなっていた。こ

のような状態に陥るのは、未婚の子が《親の老化が受け入れられない》ことが要因としてある。そのため、家事ができないなど身体的な老化による親の変化を、介護支援専門員は客観的に未婚の子に伝える支援をしていた。また《親と密着した関係》がこの世帯にはあるために、就労継続するための制度を利用せず2人で判断して、介護を理由に《介護者の仕事への執着がない》未婚の子は離職する場合があった。

(表2) 介護支援専門員からみた「ひとり親と同居する未婚の子のみ世帯」の生活実態

分類	カテゴリー	サブカテゴリ	コード
孤立に陥りやすい生活	親子とも交友関係が少ない	交友関係がほとんどない	「本人の交友関係はまったくくないです」(c)「友人関係がない息子って多い」(b)
		事業者のみとの交流	「デイ利用時その時が、唯一介護者が他者と関わる時です」(c)
	他者と関わりを持たない	今までの生活でも自分から発信しなかった	「息子に、相談すればいいんだよ、言ってくればいいんだよって言っても、その年までそうやって生きて来たんだから、急に変わったりはできないね」(b)
		社会と関わりを持たない	「外と関係を持ちたがらないお母さんで、息子さんも自分では関わりを持とうとしない」(h)
	他者を頼れない	相談する相手がいない	「相談する相手がいないっていう点ではそうかなとは思う」(a)「思いが強いというか、男の人にそういう傾向が強いかな、いろんなところに相談に行かない」(e)「息子は自分からは愚痴を言わない」(d)
		サービスを使わず自分で介護する	「人に任せられない」(i)「介護のために仕事を辞めている」(i)
		ひとりで抱え込む	「一人で抱え込まれている人が実際多い」「近くにいたって他の親族は結局手伝ってくれない」(d)
	介護が生活の中心の介護者	自分のことに目を向けない	「提案してものってこない、介護のことに集中して自分のことに目が向けられない」(e)
		介護を仕事のようにおこなう	「一つのやっぱり仕事として受け止めているのかなあって思う」(d)
	親と子の共依存の生活	親が子の世話を継続	離家経験のなさ
親の収入で生活をする			「親が収入があったりすると、子供が無職で介護に専念っていうパターンもある」(a)「どっちが先かわかんないですけど、親がお金があるから仕事やめちゃう」(h)「本人が働かなくても何とかそのお母さんの年金で生活ができていた」(h)

親と子の共依存の生活	親から自立できていない生活	親が家事の中心者	「要介護者が入院によって生活がちょっと崩れちゃったって」「母親が家事をしているから、息子が生活できない」(d)「家事は全部親がやられるので、洗濯したりご飯やったり、お母さんのことをやってあげることが億劫になって」(d)
		親の老化が受け入れられない	「親の加齢の状態はそうではなく違うかなとか思っても、介護者は自分で思い込む」(a)
		親と密着した関係	「密着じゃないけどベタベタしているっていう表現がいいのか」(e)「ずっと一緒にいるから、お互い依存しあっているかんじ」(b)「ずっと親と子の関係で親に従うみたい」(g)
		介護者が仕事への執着がない	「介護のために無職になってしまうというケースもある」(b)「仕事には執着しないというか、仕事より介護を選ぶ場合もある」(i)「自分が介護をするために仕事を辞めちゃった」(i)「サービスを使うんじゃなく自分が見ますって言う」(i)

注) コードの ( ) 内は、被験者の介護支援専門員を指している。

## 2) 介護支援専門員からみた「ひとり親と同居する未婚の子のみ世帯」の介護実態

(表3) から「ひとり親と同居する未婚の子のみ世帯」の介護実態は、【サービスの利用控え】をしているため、【介護者の負担増加】が生じていた。【サービスの利用控え】は〈安価なサービスの利用〉をする世帯が多く、通所サービスや福祉用具貸与が好まれて利用されていた。サービス利用については、〈経済的な負担が大きい〉こともあり、介護支援専門員は必要と思うサービスも、利用料金との兼ね合いで提案できない場合も生じていた。【介護者の負担増加】では、〈介護者が一人で介護することが基本〉であるが、〈身体ケアは事業者任せやすい〉実態があった。未婚の子は親が要介護状態となると、同居しているのが自分ひとりのため《自動的に介護者になってしまう》が、一方で親の介護を《他人に任せられない》傾向があるため、《介護が優先する》し、離職を選択することがあった。また《同居家族がいるため、生活支援は利用不可》であるため、訪問介護の身体介護は利用できるが、生活支援は未婚の子がひとりでおこなうことになっていた。そして身体介護は介護者では十分出来ない場合が多いため、介護支援専門員はサービスを事業者任せられるプランを組んでいた。

(表3) 介護支援専門員からみた「ひとり親と同居する未婚の子のみ世帯」の介護実態

分類	カテゴリー	サブカテゴリー	コード
サービスの利用控え	安価なサービスの利用	通所を利用し、機能低下を防止する	「認知症になってもらいたくないとか、リハビリに重点を置く方が多いかな」(d)
		福祉用具レンタルの希望	「最低限の福祉用具ぐらい。ベッドと車椅子ね。要望があるから」(c)
	経済的な負担が大きい	低所得の問題がある	「介護の費用が捻出できなくて」(i)「経済的に余裕があるんだったらショートを勧める」(a)

		負担限度額認定証の非該当	「働いていると限度額認定証が取れない場合が多い。ショートステイの利用料が高くなってしまう」(e)
		お泊まり通所介護の利用	「結構高くなるからその辺もどうかと思って、お泊りデイを勧めたり」(a)
介護者の負担増加	介護者が一人で介護することが基本	自動的に介護者になってしまう	「一人親と未婚の子供っていう世帯だと、子が主な介護者にどうしてもなってしまふ」(b)
		他人に任せられない	「自分がやりたいんだと思うし、人にやってもらいたくない。身の周りのことを頼みたくない」(d)
		介護が優先する	「やむなく無職になるみたいなのところがあるけど、そういう選択をするっていうか、親を看たいから」(i)「極端な言い方をするとサービスも必死で使って働く気になれば働ける人が、いろんな理由で仕事を取らず介護を取る」(i)
		同居家族がいるため、生活支援は利用不可	「同居家族がいるから、ヘルパーは使えない」(d)「同居している家族があるとヘルパーの利用が介護保険上できないから、通所系を利用する」(a)
	身体ケアは事業者任せやすい	身体介護は訪問看護師に任せる	「息子さんの場合は身体的な介護が必要だともうできないですね。訪問看護師にやってもらっている」(d)
		医療系のサービスは利用する	「本当に腹水もたまったり、いろいろしてた人でした。本人に訪問看護が入ることで、健康状態のチェックができるので」(f)
		健康状態のチェックはサービスに任せる	「健康上の理由で訪問看護を入れている」(f)

注) コードの ( ) 内は、被験者の介護支援専門員を指している。

### 3) 介護支援専門員による「ひとり親と同居する未婚の子のみ世帯」に必要な支援

(表4)で示す介護支援専門員による「ひとり親と同居する未婚の子のみ世帯」に必要な支援は、【親に対する思い入れが強いことへの配慮】、【介護者がひとり故のリスク管理】、【離職防止の支援】、【他機関との連携を強化する支援】の4つに分類ができた。

【親に対する思い入れが強いことへの配慮】は、〈子の思い込みがある〉、〈親の意見が過剰に尊重〉をケアプラン作成時に介護支援専門員は感じているため、【介護者がひとり故のリスク管理】が必要という支援につながっている。そして〈介護者の健康維持のためにも支援が必要〉であり、〈本人より介護者中心のプランになりがち〉なのは、介護者がひとりであるため介護者が介護できない状態になると、ひとり親の生活が成り立たなくなるためである。また【離職防止の支援】では〈就労継続を意識したプラン作り〉をおこない、〈介護者の相談相手となる〉ように《要介護者と介護者の支援は一緒に考える》対応をおこなっていた。〈介護状態が悪化したことへの対応〉では《仕事に支障がでる》、《急な呼び出しの対応》、《夜間の介護負担》があり、この状態が続くと離職を考えるきっかけになるとのことであった。また〈親のサービス利用の受け入れ〉では《親がサービスを拒まない》ことや《親を説得して利用》することにより、子が安心して仕事ができるように支援をしていた。さらに【他機関との連携を強化する支援】では、介護保



介護支援専門員による「ひとり親と同居する未婚の子のみ世帯」に対する必要な支援

険制度以外にこの世帯に対して、〈職場の理解を得ることを勧める〉ことや〈事業者を有効活用する〉ことで、介護支援専門員以外の関係者とも連携を図るようにしていた。また〈地域サービスの利用を勧める〉ことにより、介護支援専門員以外の支援者との繋がりが持てるように支援していた。

(表4) 介護支援専門員による「ひとり親と同居する未婚の子のみ世帯」に必要な支援

分類	カテゴリー	サブカテゴリ	コード
親に対する思い入れが強いことへの配慮	子の思い込みがある	要介護者よりも家族支援の方が難しい	「要介護者よりも家族支援が難しいかなって感じる。当然、家族の支援は必要かなと思って」(a)
		子の親に対する思い込みがある	「お母さんの考えてることは、私の考えてることみたいなふうになっちゃう。一体化しちゃう部分がある」(a)
	親の意見が過剰に尊重	サービス利用に対してこだわりが強い	「親子でしかいないから、2人だけだから、私の思い込みかもしれないけど、こだわりが強いですね」(a)
		親の意見を尊重し過ぎる	「子供としては、母親の言う通り実現するように動く」(a)「必要なことでも、何でも無理をさせていないので、親が「お風呂に入らない」って言って1年入ってなかった」(g)「息子が母親のことを尊重してしてる。母親がもう嫌だって言ったらそれ以上はしない」(g)
介護者がひとり故のリスク管理	介護者の健康維持のためにも支援が必要	介護者が疲弊すると親に満足なサービスができない	「家族が疲弊してしまうと、その対象の利用者さんに満足なサービスができない。上手に家族に関われることと、やっぱり家族が健康であると利用者さんが良い環境でいられる」(h)
		介護者の心身が健康でないと、人の介護は困難	「介護者が肉体的にも精神的にも健康でないと、人の介護は困難だっていうふうに思っている。そういう場合には、仕事は続けてくださいねって言っている」(b)
	本人より介護者中心のプランになりがち	介護者の意向によるプラン作成	「結局その家族の意向を重視していかないと、家族の手を借りないと生活できない」(e)
		介護者が疲弊しないプラン作成	「家族が疲れちゃったら本人にもよくない」(e)
離職防止の支援	就労継続を意識したプラン作り	働く世代の就労を意識する	「仕事のことはやっぱり気にしますよ。働く世代であれば、基本働くべきだろうなって」(i)「経済的に自立するという意味で、やっぱり働くべきではないか」(i)
		就労継続を意識したサービス	「特にある程度動ければ訪問介護もね、制約がかなりあるけれども」「昼間に長い時間対応してくれるひとがいれば、そのことによって安心して働ける」(i)

離職防止の支援		就労に合わせたサービス調整	「送迎を仕事の時間に合わせて、なるべく後にして欲しいとか、時間とか曜日ですね」(h)
		デイの必要性が高い	「子供が働きやすいようにサービスを変える、デイの利用が多い」(h)
		就労を支援する	「未婚だろうが未婚じゃなからうが、仕事をしてれば仕事は続けて欲しいと思ってる」(e)
		介護と仕事の両立を望む	「介護を原因で辞めなくてもいいように、プランを作りたいなどは思う」(e)
	介護者の相談相手となる	キーパーソンに何かあったとき、相談する人がいない	「キーパーソンに何かあったとき、それ以外で相談する人がいないということがあった」(a)「相談先がない人が多い、そういう時代じゃないかな」(f)「キーパーソンに何かあったときに、気をつけなくてはいけない」(a)
		要介護者と介護者の支援は一緒に考える	「要介護者のプランには家族への支援も一緒にくっついてくるかなって感じ」(c)「頭の中の整理ですけど必要というよりも、その利用者とその家族はもう1セットってね」「ちゃんと考えないと生活を理解できない」(i)
		悩みを積極的に聞く	「キーパーソンがはっきりしている分、何かあったときに相談を聞くしかない」(c)「あなたが仕事を続ける上で何が困難になってますかって、聞くようにしている」(b)
	介護状態が悪化したことへの対応	仕事に支障がでる	「介護をするってことで、仕事に支障が出るってことですよね」「通常のサービスで回っていけばいいけど、事業所に来てくださいますとか、緊急出動にならなきゃいけないとき」(h)
		急な呼び出しの対応	「デイに行ってもすぐ呼び出されるとか、体調崩して病院に連れていくから来てほしいとか」(h)
		夜間の介護負担	「夜ね多分寝られるかどうかかわかんないよね、精神的肉体的ストレスもあって、介護はやめられないから仕事はやめるしかない」(i)
	親のサービス利用の受け入れ	親がサービスを拒まない	「本人がショートステイを拒んだりして利用できなかったり」(a)
		親を説得して利用	「仕事と介護の両立は難しくなってて、親に対して私も仕事しないといけないからお願いねみたいだね」(b)
他機関との連携を強化する支援	職場の理解を得ることを勧める	職場に介護をしていることを報告する	「働いている人だと会社に伝えていくってこと、今、親がこんな状況でこんなことがあるかもしれませんとか」(h)「職場の理解はすごく大きいかあって」(b)
		会社で利用できる制度を利用する	「ちょっと自分だけで抱え込まずに、会社に相談をすることですかね」(h)
	事業者を有効活用する	必要なサービスを利用する	「介護度でも変わってくると思う。仕事を続けたいと思ったら、サービスを組み合わせる。介護者の強い気持ちがあればね」(f)
		施設入所を利用する	「経済的事情があれば、施設入所を紹介する」(i)

他機関との連携を強化する支援		サービス事業者の理解を得る	「不信感になっちゃったら、それこそ孤立しちゃうから、事業者との理解を図るようにする」(i)
		介護を妥協して任せる	「介護者側のある程度の妥協が増えないと受け入れられないだろう」(i)「完璧求める人が多い。完璧で自分がやってたことと同等の事を止めると、そうなる絶対よね、頑張っても上手くいかないんだよね」(i)
		サービス事業者を信用する	「事業者を信用しないと満足感が介護者に持てない」(i)
	地域サービスの利用を勧める	地域とのつながりを利用する	「地域にサロンとあっていっぱいあるから、地域の力を活用するとか」(h)「民生委員さんとか、よくあの回ってくれたりとかするんです。そういう方とも連携をとっていく」(h)
		介護保険以外のサロンも利用	「食事はデイサービス週2回使って取れるし、サロンにも顔出してそこで食べて」(f)

注) コードの( )内は、被験者の介護支援専門員を指している。

#### IV 考察と結論

以下、分析結果から介護支援専門員による「ひとり親と同居する未婚の子のみ世帯」の生活実態と介護実態、この世帯に必要な支援を明らかにした。

##### 1. 「ひとり親と同居する未婚の子のみ世帯」の生活実態

この世帯は孤立に陥りやすく、親と子の共依存の生活実態があった。このことは親が要介護状態になる前から世帯内で2人のみの関係で生活を成り立たせ、親が子の生活全般を支援し、子は親に依存した生活を送っていた実態があったからである。「一人で抱え込まれている人が実際に多い」ことや「近くにいたって他の親族は結局手伝ってくれない」など、他者に頼らず《ひとりで抱え込む》生活をしている。「人に任せられない」ことで《サービスを使わず自分で介護する》こともある。要介護者に必要なサービスを受けないまま介護を継続している可能性があった。「提案してものってこない。介護のことに集中して自分のことに目が向けられない」ことで、目先のことで精一杯な生活を送っていることが伺われる。

親子の関係が「ある時逆転するけども、完全に逆転はできない」ため、親である「要介護者が入院によって生活がちょっと崩れちゃって」とか、「母親が家事をしているから息子が生活できない」などの事態が起きている。「息子に相談すればいいんだよ、言ってくればいいんだよって言っても、その年までそうやって生きてきたんだから、急には変わったりできないね」と《今までの生活も自分から発信しなかった》生活であった。また「親に収入があったりすると、子供が無職で介護に専念するというパターンもある」。親なきあとの自分の経済的な生活設計まで考えが及んでいないのではないかと考察した。

## 2. 「ひとり親と同居する未婚の子のみ世帯」の介護実態

この世帯は、サービスの利用を控えていたために、介護者の負担増加になっている介護実態があった。それは「介護の費用が捻出できなくて」など世帯の低所得の問題がある。そのため「最低限の福祉用具ぐらい」と、費用を考慮したケアプラン作成を介護支援専門員はおこなっていた。またショートステイを利用する場合、介護者が「働いていると負担限度額認定証が取れない場合が多い」など補足給付の軽減がないため、利用料が高くなり結果的に利用控えとなっていた。

介護支援専門員は、介護者自身が「自分がやりたいんだと思うし、人にやってもらいたくない。身の周りのことを頼みたくない」、「やむなく無職になるみたいなどころがあるけど、そういう選択をするっていうか、親を看たいから」と介護を優先している介護実態を指摘している。しかし「健康上の理由で訪問看護を入れている」など身体的なケアは業者に任せて、それ以外は介護者がひとりで介護をすることが基本になっているために、介護負担が増加している。

介護費用も生活費も親の収入で賄っている低所得世帯が多いため、介護支援専門員は未婚の子に介護負担がかからないよう提案しながらも、サービス費用を考慮するケアプランを作成している。親の収入に頼って生活している場合は、サービスを利用するより未婚の子は介護を自分で担おうとしていた。そのことにより、介護費用を抑えようとしているが、利用を控えることで介護負担が増加する悪循環に陥る場合もあった。訪問介護の生活支援は同居家族がいると利用制限<sup>注2)</sup>があり、利用範囲が介護者支援の目的でも利用できれば、介護負担軽減になるのではないかと考察した。

## 3. 介護支援専門員による「ひとり親と同居する未婚の子のみ世帯」に必要な支援

この世帯は、【親に対する思い入れが強いことへの配慮】が他類型の世帯と大きく違う支援であると、介護支援専門員は指摘している。「要介護者よりも家族支援が難しいかなって感じる。当然、家族の支援は必要かなと思って」と、介護支援専門員がまず介護者である未婚の子の親への思い入れが強いことを配慮しないとこの世帯と信頼関係が得られず、必要なケアプランを作成することが困難となっていた。【介護者がひとり故のリスク管理】では「家族が疲弊してしまうと、利用者さんに満足なサービスができない。上手に家族に関わることで、やっぱり家族が健康であると利用者さんが良い環境でいられる」など、要介護者のためにも未婚の子の健康維持には支援が必要であると考えていた。介護者がひとりしかいないが、リスク管理を介護者自身でおこなえていない場合が多く、介護支援専門員がリスク管理を行わざるを得なかった。そのため、介護者の現病歴の把握や通院先の病院の把握もおこなっていた。未婚の子はひとりで親の介護をおこなっているため、未婚の子が入院する必要があると、介護者不在となり利用者の生活が成り立たなくなるためである。

【離職防止の支援】は介護と就労を継続するには、「昼間に長い時間対応してくれる人がいれば、そのことによって安心して働ける」など、介護者の仕事に合わせたケアプラン作りの支援を

おこなう必要がある。「あなたが仕事を続ける上で何が困難になっていますかって、聞くようにしている」など相談相手となっている。この世帯は他者を頼れない生活実態があるため、介護者が相談してくれる関係作りをすることは、介護支援専門員にとって必要な支援となっていた。【他機関との連携を強化する支援】は、介護支援専門員以外に相談できるよう、介護者の職場に介護をしていることへの理解を求めよう勧め、事業者を有効活用することや地域サービスの利用を勧めることをおこなっている。介護保険制度の枠組みでは介護者支援は組み込まれていないが、介護者支援は必要となっていることは明白である。

#### 4. 今後の課題

介護者が介護離職をするかどうかの選択に、家族構成による違いが影響を及ぼしており、男性の方が女性より配偶者や子どもがいた方が、離職に歯止めがかかると推察される。男性では、配偶者・子どもがいる就労継続者の割合は85.8%であるが、介護専念者の就労継続者は50.0%と35.8ポイントも差がある。就労継続者は子どものいる割合が75.3%で、介護専念者では子どものいる場合は43.4%と比較して31.9ポイントも高い割合を示している。介護者に子どもがいる場合は、養育費や教育費が必要であり、そのために就労継続が必要であると推察される<sup>19)</sup>。このことから、「ひとり親と同居する未婚の子のみ世帯」は離職に歯止めがかかりにくい世帯であるため、介護離職を選択しやすいという課題がある。

介護保険制度は要介護認定を受けている利用者のための制度であるため、介護者のためのサービスではない。しかし、介護離職防止の観点からも、要介護者と介護者の双方に支援が必要となっている。

湯原らは、「介護を担ったとしても自らの人生をあきらめることなく、社会から孤立しない状態を作り出す支援が必要である。一見、安定しているように見える家族介護者も、将来の不安など精神的な悩みを抱えている可能性もあるので、支援を要する存在と認識することは必要であろう。」と述べている<sup>18)</sup>。

白澤は、「介護保険制度はケアマネジメントも含めて、被保険者でもある家族介護者に焦点を当てた支援を強調していくことが必要である。(中略)介護保険制度やそれを支えるケアマネジメントにおいて家族介護者を支援する視点が必要になる。」と指摘している<sup>4)</sup>。

湯原らと白澤の指摘にもあるように、今回の研究対象である「ひとり親と同居する未婚の子のみ世帯」いう特徴的な世帯だからこそ、社会的孤立の問題や介護離職の問題が顕著に結果として出たと考えられる。このことから介護支援専門員はケアプランを作成する際に、介護者支援の視点が必要であることは明白である。

厚生労働省が作成した「家族介護者支援マニュアル」は、介護保険制度が普及し、現制度の対

応をどう補完し、家族介護者支援の充実を目指すことができるのか、さらに介護に伴う離職を防止する支援・施策をどう構想することができるのかなど、地域包括支援センターの担当者向けに発行されている。マニュアルによると家族介護者支援の考え方と手法は、第1に、介護者アセスメントの考え方を導入する必要がある。第2に、介護者アセスメントで明らかになった介護者の支援ニーズを実現するには、多様な専門職の支援ネットワークが必要。第3に、地域づくりを家族介護者支援の考え方として重視している。第4に、これからの支援施策を企画し、実現するための協議の場を作ることが重要となる。と4つの考え方を軸として、その主導性を自治体行政担当者に求めている。

介護の社会化を目指す観点から、親の介護のために仕方なく離職する介護者がいるのは、介護保険制度の目的に反していると言わざるを得ない。離職の最大のきっかけは、「自分以外に介護をする人がいない」であり、介護専念者の女性の5人に1人は「自分で介護をしたかった」である。また介護専念者の5割強は介護開始から1年以内に離職している<sup>19)</sup>。現役である未婚の子が離職すれば親亡きあとに単身世帯となる可能性が高く、経済的に困窮する可能性が高い。

そこで介護保険制度に介護者支援のために、介護支援専門員による家族アセスメントを導入し、介護者支援を位置づけることが重要となる。そして介護者支援の必要な世帯について、地域包括支援センターと一緒に取り組める制度作りが必要である。現在虐待ケースや困難事例は地域包括支援センターに報告することになっている。それと同等に家族支援が必要な世帯は地域包括支援センターへ報告し、介護支援専門員と地域包括支援センターの職員が連携し、離職防止の対策が取れる仕組みが重要である。その際、介護報酬に介護者支援を行った場合の報酬を位置づける必要があることを提言する。

## 謝辞

本稿は日本福祉大学大学院在学中に執筆した2019年度修士論文の一部の調査を用いて、加筆修正したものである。本研究にご協力いただいた介護支援専門員の皆さん、論文の遂行を支えてくださった研究ゼミの皆さん、ご指導いただいた日本福祉大学経営福祉学部綿祐二教授に深く感謝申し上げます。

## 注

- 1) UDトークとは、視聴覚障害の方が利用出来るアプリで、トーク内容を文字化することができるものである。
- 2) 同居家族などがいる場合の生活援助等の取り扱いは、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者または当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対しておこなわれるものとしており、介護給付が可能となっている。同居の家族がいる場合に、「生活援助は利用できない」と規定されていないが、それはやむを得ない事情と判断されたときに限るとされている<sup>20)</sup>。

・引用・参考文献リスト

- 1) 総務省統計局 (2018) 『平成 29 年就業構造基本調査結果の概要』.
- 2) 総務省統計局 (2008) (2012) (2016) 『就業構造基本調査』.
- 3) 厚生労働省 (2018) 「家族介護者支援マニュアル」.
- 4) 白澤政和 (2019) 『介護保険制度とケアマネジメント』中央法規, 247-48.
- 5) 斎藤真緒 (2011) 「男性介護者の介護実態と支援の課題—男性介護ネット第 1 回会員調査から—」『立命館産業社会論集』12 月.
- 6) 厚生労働省 (2016) 「国民生活基礎調査」.
- 7) 丸山桂 (2016) 「中高年未婚者の就業状態と老後の所得保障」『年金研究』No.3, 42-77.
- 8) 藤森克彦 (2017) 『単身増加社会の希望』日本経済新聞出版社.
- 9) 笹谷春美 (2012) 「ケアをする人々の健康問題と社会的支援策」社会政策学会誌『社会政策』4 (2), 53-67.
- 9) 杉澤英博・深谷太郎・杉原陽子・石川久展・中谷陽明・金恵京 (2007) 「介護保険制度下における在宅介護サービスの過少利用の要因」, 『日本公衛誌』49 (5), 425-36.
- 10) 藤森克彦 (2019) 「中年層の単身世帯が抱える生活上のリスクと求められる対策」『家族社会学研究』31 (2), 172-89.
- 11) 知脇希 (2016) 「未婚の子と就業と親介護」『生活社会科学研究 (23)』31-40.
- 12) 厚生労働省 (2019) 「国民生活基礎調査」介護票第 60 表.
- 13) 厚生労働省 (2019) 「国民生活基礎調査」介護票第 54 表.
- 14) 阿部彩 (2018) 「日本の相対的貧困率の動態：2012 年から 2015 年」科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（基盤研究（B））「「貧困学」のフロンティアを構築する研究」報告書.
- 15) 西文彦 (2016) 「親と同居の壮年未婚者の最近の状況」第 68 回日本人口学会大会, 1-31.
- 16) 厚生労働省 「平成 27 年度 仕事と介護の両立支援事業 両立支援実践マニュアル」介護離職を予防するための仕事と介護の両立支援対応モデル.
- 17) 佐藤郁哉 (2008) 『質的データ分析法 原理・方法・実践』新曜社.
- 18) 湯原悦子・伊藤美智予・尾之内直美 (2012) 「家族介護者からみたケアマネジャーの支援」『日本福祉大学社会福祉論集』127.
- 19) 「仕事と介護の両立と介護離職」に関する調査 (2014) 明治安田総合研究所.
- 20) 介護報酬の解釈 (2018) QA 法令編 Q14 345.